

# 浜松市環境基本計画

概要版

水と緑と光が響きあう環境共生都市を目指して  
～次世代に、豊かな暮らしを継承するために～



1 浜松市環境基本計画のあらまし	1
2 浜松市の環境特性と課題	2
3 基本目標と施策の体系（施策の基本的方向）	9
4 行動指針	11
5 主要施策	13
6 計画の推進	21
7 目標値一覧	22
8 用語解説	25

◆\*が付いている用語は用語解説で解説しています。ただし、同ページに同じ用語が複数回記載されている場合は、ページの最初の用語にのみ\*を付けています。

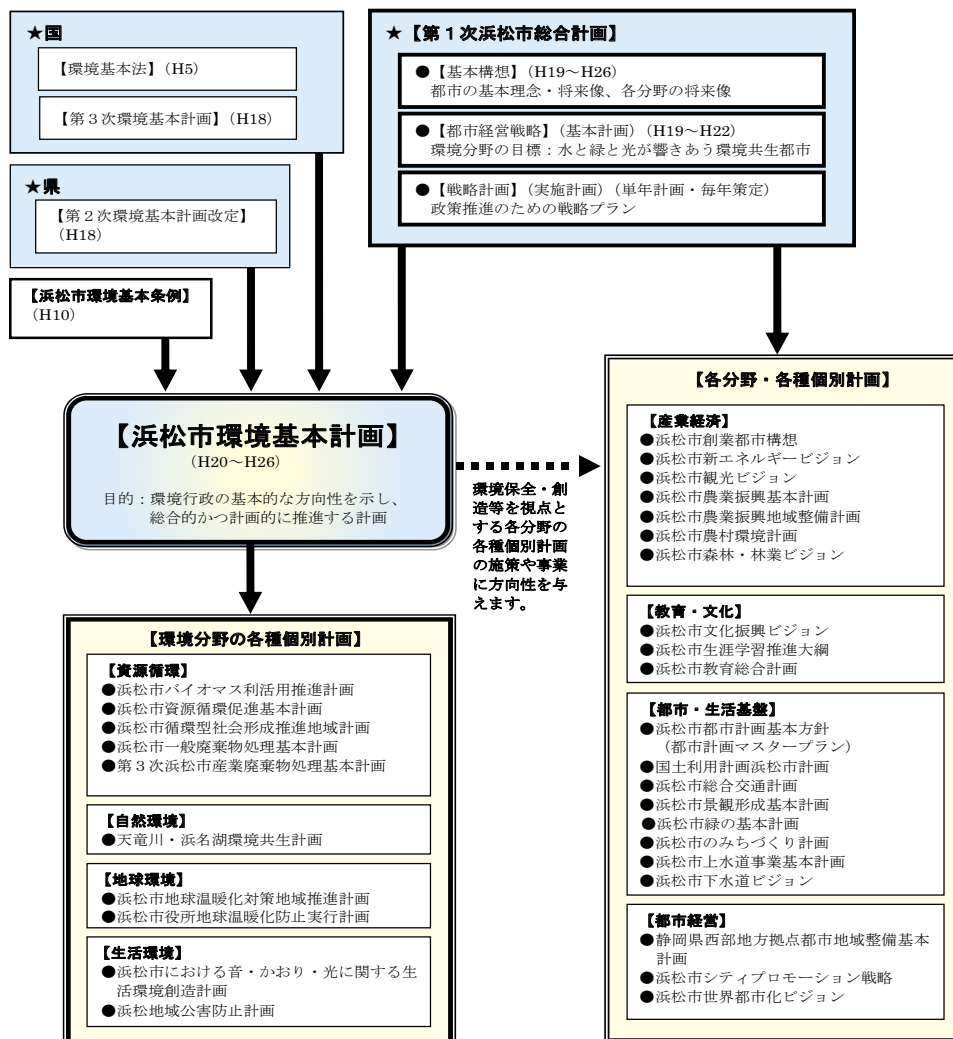
平成 20 年 3 月

# 1 浜松市環境基本計画のあらまし

## ◆ 環境基本計画とは

環境基本計画は、環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や、「第1次浜松市総合計画」などの上位計画をはじめとする、環境保全・創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、本市における環境行政の基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的に推進する計画として位置づけられます。

したがって、本市のそれぞれの施策分野における個別計画で、環境の保全や創造などの環境に影響を及ぼすと考えられる施策・事業を定める場合には、この環境基本計画の示す方向性との整合を図ることが必要となります。



## ◆ 計画の対象区域

市域全域

※温暖化対策などの市域を超えて対応すべき施策や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

## ◆ 計画の期間

平成20年度～平成26年度（目標年度）

※社会経済情勢の変化や科学技術の向上を見ながら必要に応じて、見直しを行うものとします。

## 2 浜松市の環境特性と課題

### ◆地形

本市域は、東西 52km、南北 73km、面積 1,511.17km<sup>2</sup> で全国第 2 位の面積です。その周囲は、北は赤石山地、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖があり異なった環境となっています。さらに北から南に向かって天竜川が流れ遠州灘へ注いでいます。地形は、市北部の中山間地、扇状地に広がる天竜川下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されています。また本市は、天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園などの豊かな自然環境に恵まれ、数々の景勝地を生み出しています。



### ◆動植物

国定公園や県立自然公園などの豊かな自然があり、国・県・市の天然記念物となっている動植物が多く生息しています。

しかし、その一方、野生鳥獣による農作物などへの被害も深刻です。

そこで、動植物の生息実態についての調査・研究を進めながら、生息場の確保や防除・管理対策などを推進する必要があります。

#### ●天竜区

天竜美林として知られるスギ、ヒノキの人工林が広がり、一部に亜高山帯の自然植生と落葉広葉樹林域が分布しています。動物は、溪流のアマゴ、ヤマメなどの魚類をはじめ、山中には国の天然記念物に指定されているカモシカや、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマなどが生息するほか、北区と天竜区の境の枯山地区には絶滅危惧種<sup>(\*)</sup>のギフチョウが確認されています。



【ギフチョウ】

#### ●中区・南区・東区・浜北区

大部分が都市部となっていますが、南区の南部は遠州灘に面しています。

遠州灘海岸では、クロマツの防潮林やハマヒルガオなどの海浜植物のほか、絶滅危惧種のアカウミガメやコアジサシが見られます。さらに、天竜川・馬込川河口では各種野鳥が確認できます。



【アカウミガメ】

## ●西区・北区

浜名湖を中心として温暖な気候と変化に富んだ地形を有しています。遠州灘海岸には海浜植物や絶滅危惧種(\*)のコアジサシが、台地斜面には里山(\*)の緑が見られます。また、汽水湖である浜名湖は塩分濃度も海水に近く、水深が浅く、ウナギをはじめとした海の魚類を中心に650を越える種が確認されているほか、各種野鳥の飛来地としても有名です。

さらに、佐鳴湖周辺の里山には自然が残されており動植物の生息域として重要な役割を果たしています。



【コアジサシ】

## ◆主要環境資源

### ●森林

#### ■現状

本市の森林面積は10.3万ha(1,029.20km<sup>2</sup>)で、市域の68%を森林が占めています。

このうち民有林は8.1万haで、その人工林面積は6.2万haになり、民有林の人工林率は76%と県平均を大きく上回っています。しかし、林業を取り巻く状況が非常に厳しいため、間伐などの適正管理がされず、森林が持つ水源かん養(\*)などの公益的機能の維持に支障が出る可能性があります。

#### ■主要課題

- 森林を適切に維持していくことができる持続可能な森林経営の促進
- 循環型社会の形成を目的とした森林資源の利活用の推進
- 動植物の生息環境の維持と鳥獣被害の防止の両立
- 森林教育・体験の実施
- 市内の天竜川上流部と下流部が一体となった森林保全・利活用などの取組 など



【森林】

### ●天竜川

#### ■現状

天竜川は、国(国土交通省)が直轄管理する1級河川です。水源地は長野県の諏訪湖で、幹川流路延長213km、流域面積5,090km<sup>2</sup>に及ぶ日本を代表する河川の一つです。

市内を流れる天竜川の延長は95km、支流は42河川でその延長は305kmに及び4つのダムが建設されています。平成18年度の水質は、水の流れが滞る佐久間ダム貯水池が環境基準(\*)を達成していませんが、他の調査地点ではいずれも良好な状態を維持しています。また、市内を流れる天竜川に流入している支流のうち、浜北区以南の流入河川は、その上流部の支流よりも水質が悪くなる傾向があります。

#### ■主要課題

- 市内の天竜川上流部と下流部が連携した環境施策の実施
- 天竜川流域の歴史や伝統を後世に伝えるための人材や基盤環境の育成
- 生活排水対策の推進
- 天竜川の豊かな環境を活かした産業振興
- 環境学習・環境教育の推進
- ダムの堆砂対策の推進 など



【天竜川】

## ● 浜名湖

### ■ 現状

かつては「とおつあはうみ」と呼ばれ、遠江の語源となった浜名湖は、天竜川とならんで本市を代表するシンボルであり、貴重な環境資源です。

現在の浜名湖は、幅200mの今切口で遠州灘とつながり1日2回の潮位変動によって海水が入り出る汽水湖で、湖水面積は70.4km<sup>2</sup>（全国10位）、周囲は128km（全国3位）です。

平成18年度の水質は、環境基準点の4地点とも環境基準(\*)を達成しています。しかし、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い水域は、一旦汚濁物質が入り込むと蓄積されやすい構造となっています。特に猪鼻湖は、浜名湖の湖心と比較すると水質観測値(COD(\*)75%値(\*)が依然高いことから、一層の浄化対策を講じることが求められています。

### ■ 主要課題

- 浜名湖の汚濁物質の負荷量の調査
- 流域住民、事業者などとの水質保全対策の推進
- 流域の森林や緑地の保全や動植物の保護・育成
- 親水空間の保全・創造や水辺の管理 など



【浜名湖】

## ● 佐鳴湖

### ■ 現状

佐鳴湖は、二級河川新川の中流部に位置し、長さ2.3km、幅0.6km、周囲5.5km、湖水面積1.20km<sup>2</sup>、平均水深約2m（最大水深2.5m）の天然湖沼で、全体として浅い舟底型をしています。

満潮時には浜名湖の海水が新川に沿って遡上することから、海水が混じる汽水湖となっています。

水質は、昭和49年度をピークとして改善されてはきたものの、環境基準は依然として達成できていません。特に、佐鳴湖拓希橋の平成18年度の水質(COD75%値)は13mg/lで、環境基準(5mg/l)にはほど遠く、全国湖沼水質ランキングで平成13年度以降ワースト1となっています。

### ■ 主要課題

- 生活排水対策の推進
- 公共下水道の整備
- 単独処理浄化槽(\*)から合併処理浄化槽(\*)への切り替えや高度処理型合併処理浄化槽(\*)の普及
- 県との連携による湿地型浄化施設の設置、流入河川の環境整備・浄化事業への取組など



【佐鳴湖】

## ● 遠州灘

### ■ 現状

遠州灘沿岸は、御前崎から伊良湖岬まで延々と続く砂丘からなる全国でも有数の長大な砂浜海岸となっています。中田島砂丘に代表される砂丘の幅は50~200mあり、海岸防災林で覆われています。しかし、ダムによる天竜川からの土砂供給の減少などが原因となって砂浜が急速に後退しています。

平成18年度の水質は、馬込川沖、浜名湖沖とも良好な状態を維持しています。

### ■ 主要課題

- 国や県などと連携した海岸侵食対策の推進
- 堆砂垣の設置などの市民活動の促進
- アカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境の保全 など



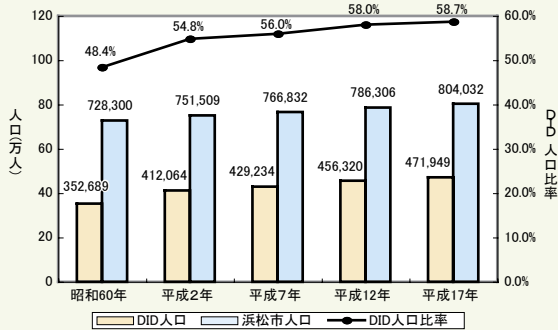
【遠州灘】

## ◆関連項目の現状

計画の前提となる主な関連項目の現状を示します。

### 人口

#### ●人口集中地区（DID）（\*）人口と人口集中地区人口比率の推移（国勢調査）



#### ●現状

旧浜松市とその隣接地などの都市部における人口集中が顕著になり、市街地の拡大による緑地の減少、交通量や廃棄物の増加が懸念されます。一方、中山間地域の人口減少が進み、森林や農地の荒廃などが問題になっています。

### 土地利用

#### ●土地利用（土地課税台帳 平成18年1月1日現在）

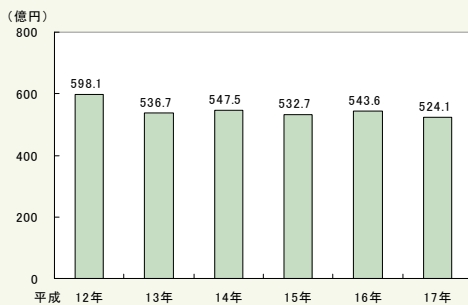
区分	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比
農地 (田・畑)	170.33	11.3%
宅地	109.41	7.2%
池沼	6.74	0.5%
山林・原野	642.82	42.5%
その他	581.87	38.5%
合計	1,511.17	100.0%

#### ●現状

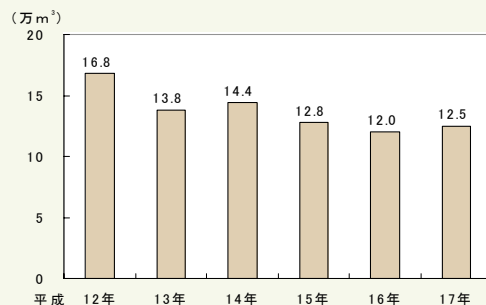
土地利用面積は山林・原野が42.5%を占め、これに農地を加えた緑地の面積は、813.15km<sup>2</sup> (53.8%)です。また、土地利用の推移を見ると、宅地が増加する一方、農地及び山林・原野は減少しています。

### 産業

#### ●農業産出額の推移（静岡農林水産統計年報）



#### ●木材生産量の推移（北遠・西遠農林事務所）

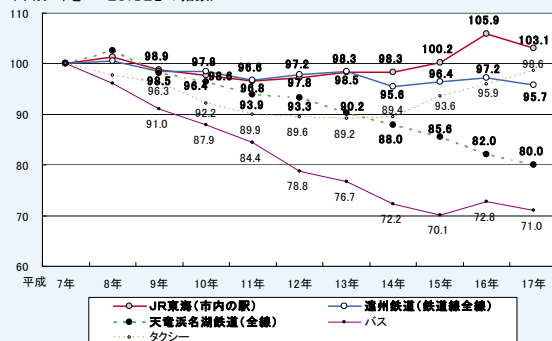


●現状 農業産出額、木材生産量については、それらを取り巻く環境の厳しさや後継者不足などにより減少傾向にあり、農地が持つ環境保全機能や、森林の公益的機能の減少が懸念されます。

### 交通

#### ●公共交通機関利用者数の推移（JR東海 遠州鉄道（鉄道線）など）

（平成7年を100としたときの指数）

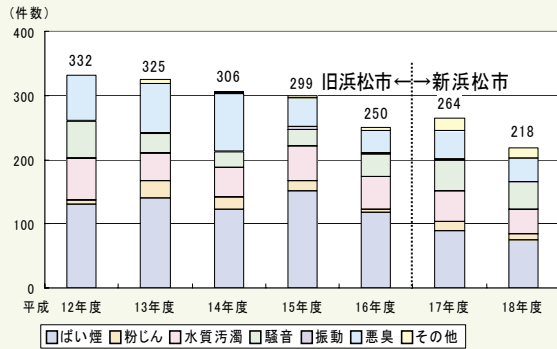


#### ●現状

公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、特にバス利用者数が減少しています。一方、本市の自動車保有台数は、年間6,000台から7,000台のペースで増加しており、交通手段が公共交通機関から自動車に移行しています。

## 公害(\*)の概況

### ●公害苦情処理件数 (環境部)



### ●現状

公害苦情処理件数は減少傾向にあります。その内容も、工場などに起因するものから、最近では、ごみの焼却やカラオケ騒音などの生活に密着したものが多くなっています。

なお、本市は、公害防止計画策定地域(\*)として、自動車交通公害、河川及び湖沼(佐鳴湖)の水質汚濁に問題を抱えており、その改善に重点的に取り組む必要があります。

## 水質

### ●生活排水の処理状況 (平成18年度) (環境部)

生活排水処理対象人口	820,336人 (100.0%)
処理人口	602,832人 (73.5%)
公共下水道人口	546,773人 (66.7%)
農業集落排水施設等	2,595人 (0.3%)
合併処理浄化槽(*)	53,464人 (6.5%)
未処理人口	217,504人 (26.5%)
単独処理浄化槽(*)	169,073人 (20.6%)
非水洗化	48,431人 (5.9%)

### ●現状

適正な排水処理をしている汚水衛生処理率(処理人口の割合)が73.5%であるのに対し、残り26.5%が未処理の状態です。そのなかでも、し尿の処理のみしかできない単独処理浄化槽の処理率(20.6%)が高いことが問題です。

## 廃棄物

### ●一般廃棄物の排出量、再生利用量の推移 (環境部)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口(人)	805,026	808,363	812,363	817,548	820,336
総排出量					
ごみ量(t/年)	323,262	324,558	322,526	323,365	322,032
排出量					
ごみ量(t/年)	289,620	292,242	291,112	293,314	292,241
事業系ごみ量(t/年)	114,270	114,217	116,211	115,805	114,711
家庭系ごみ量(t/年)	175,350	178,025	174,901	177,509	177,530
集団回収(t/年)	33,642	32,316	31,414	30,051	29,791
1日1人当たりの排出量(g/人・日)	1100.2	1097.0	1087.7	1083.6	1075.5
再生利用量(総資源化量)(t/年)	64,463	65,156	65,166	63,142	62,437
(リサイクル率(%))=再生利用量/総排出量	(19.9%)	(20.1%)	(20.2%)	(19.5%)	(19.4%)
最終処分量(t/年)	44,336	43,616	44,290	44,849	45,720
(最終処分率(%))=最終処分量/総排出量	(13.7%)	(13.4%)	(13.7%)	(13.9%)	(14.2%)

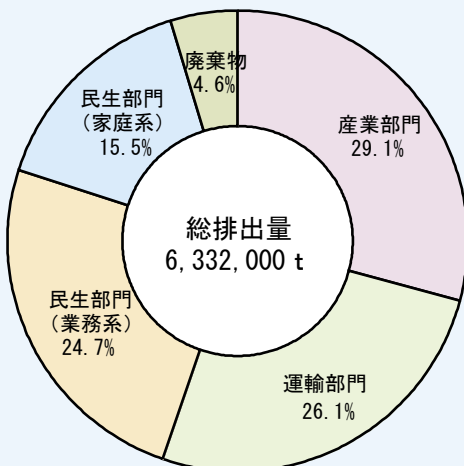
### ●現状

一般廃棄物の総排出量と再生利用量(総資源化量)は増減を繰り返し横ばい状態です。

また、産業廃棄物は一般廃棄物の5倍以上の排出量があります。

## 二酸化炭素排出量

### ●部門別の二酸化炭素排出量比率(平成17年度) (環境部)



### ●現状

浜松市における、平成17年度の1人当たりの二酸化炭素排出量は7.8tで、京都議定書の基準年度である平成2年度と比べて6.8%増加しています。

部門別では、産業部門の比率が高く、次いで運輸部門、民生部門(業務系)などとなっています。ただし、平成2年度と比較すると、民生部門(家庭系)と民生部門(業務系)が著しく増加しています。

※二酸化炭素は温室効果ガス(\*)の95%を占めます。

## ◆本市における現状分析

社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境別に本市の現状分析を行い、その結果から、環境に関わる本市の取り組むべき課題を、循環、生活、共生、参加・協働、地球環境の5つのキーワードに沿って抽出します。

### 本市の概要（市勢）

- ①人口 804,032人（平成17年）  
：**全国第16位、県内第1位の都市**
- ②面積 1,511.17km<sup>2</sup>  
：東西52km、南北73km **全国第2位の面積**  
：森林面積1,029.20km<sup>2</sup>（**市域の68%**）
- ③自然：**温暖な気候**、天竜川上流部～下流部の**多様な自然**
- ④歴史：歴史の舞台、豊かな歴史的文化的遺産
- ⑤産業：農業生産**全国5位**、工業生産**全国9位**（平成17年）
- ⑥文化：産業都市から文化都市、世界都市へ

### 環境に関わる本市の現状

#### 《社会経済環境》

- ①都市部の人口は**増加傾向**にあり、人口集中地区(\*)の人口が総人口の約6割を占めます。一方、中山間地域では人口は長年にわたって**減少傾向**にあります。
- ②市内を流れる天竜川上流部に森林、下流部（平野部）に農地と市街地が広がりますが、森林・農地は後継者不足などにより**荒廃**が懸念されます。
- ③第3次産業就業者比率が拡大し、第1次産業就業者比率は**減少**しています。
- ④自動車交通への依存率が高く、公共交通の利用が**低下**しています。

#### 《生活環境》

- ①本市は公害防止計画の策定指示を受ける全国31地域の1つで、**自動車交通公害**、河川・湖沼の**水質汚濁**に問題を抱えています。特に、湖沼水質は佐鳴湖が**全国ワースト1**です。
- ②生活排水の汚水衛生処理率は73.5%で、**単独処理浄化槽(\*)による処理率が20.6%**となっています。
- ③一般廃棄物の排出量と再生利用量（総資源化量）は**増減を繰り返し横ばい状態**です。
- ④産業廃棄物の排出量は、**一般廃棄物の5倍以上**あります。

#### 《自然環境》

- ①国定公園や県立自然公園があり**豊かな自然**が存在します。
- ②天竜川と浜名湖の流域圏があり**それぞれの流域圏内における結びつきが強い**です。
- ③国・県・市の天然記念物となっている樹木、植物群落などが多く、**貴重な自然**を有する地域です。

#### 《快適環境》

- ①市内には公園緑地や街路樹、保存樹木があり、山間部では森林が広がっています。
- ②市民に親しみやすい水辺が多いです。河川では**天竜川**、湖沼では**浜名湖**が**本市のシンボル**です。
- ③都市景観形成地区(\*)の指定などによる**都市部の美しい街並みづくり**に取り組んでいます。
- ④**市民参加**による環境改善の取組が増えています。

#### 《地球環境》

- ①生活様式の変化などにより、1人当たりの二酸化炭素排出量は**増加**しています。



## 環境に関わる本市の取り組むべき課題

### 循 環

- ①**水の循環**をキーワードに市内を流れる天竜川の上流部と下流部が共存共栄できる都市づくりを進める必要があります。
- ②一般廃棄物「3R+2」（発生抑制、再使用、再生利用、拒否、再生品購入）、産業廃棄物「3R」（発生抑制、再使用、再生利用）の視点に立ち、**廃棄物の循環システムを構築**する必要があります。
- ③環境負荷低減の観点から、省資源・省エネルギーの推進と、浜松市の地域性活用した新エネルギーの利活用を進め、**資源・エネルギーの総量削減**を実現する必要があります。

### 生 活

- ①健康かつ安全で快適な生活環境を確保するため、自動車排気ガス削減対策、生活排水対策をはじめとする**有害物質・汚濁物質などの排出抑制**のための取組を強化する必要があります。

### 共 生

- ①**森林や身近な緑の保全と緑化**の推進を図るとともに、市民が期待する**きれいな水辺環境の創造**に向けて取組を充実していく必要があります。
- ②豊かな自然を守り、**野生動植物の生息場の確保**を進める必要があります。
- ③自然環境への影響に配慮し、市民が日常の暮らしの中で**自然と親しむ場の整備**を進めていく必要があります。
- ④**歴史的・文化的な資源の保存・継承**に努め、より質の高い環境を創造していく必要があります。

### 参 加 ・ 協 働

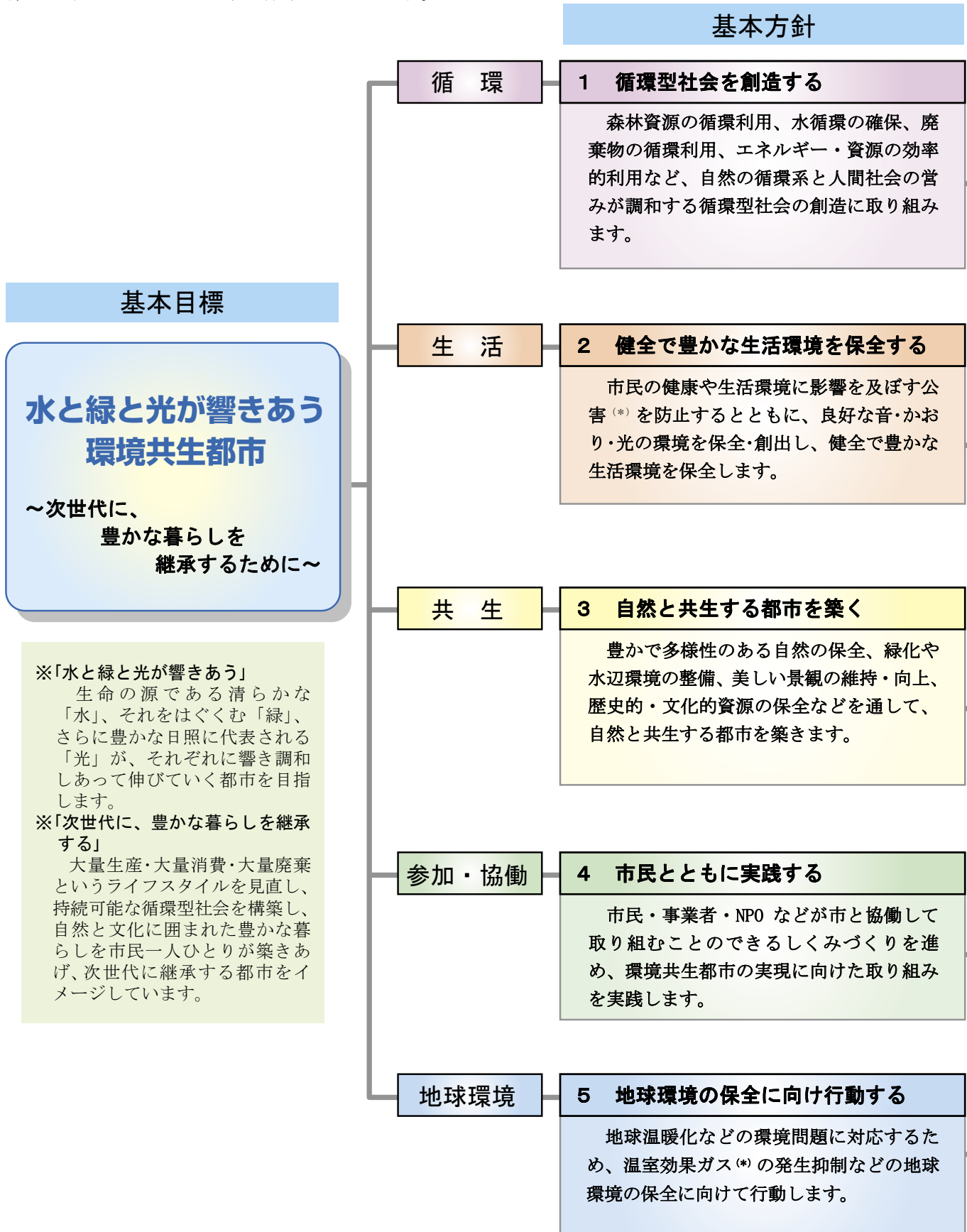
- ①環境の保全及び創造に向けた取組に、**市民・事業者・NPOなどの積極的な参加**を促すための施策を充実する必要があります。
- ②環境の保全及び創造活動に取り組む**市民団体との連携強化**、また**新たな活動団体の育成**に努める必要があります。

### 地 球 環 境

- ①世界に貢献する政令指定都市として、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて**地球環境の保全への積極的な貢献**を行うことが求められます。

### 3 基本目標と施策の体系（施策の基本的方向）

環境に関わる5つの取り組むべき課題（循環、生活、共生、参加・協働、地球環境）を踏まえ、計画の基本目標及び本市が目指す環境の5つの基本方針を定めるとともに、この基本目標・基本方針に基づく施策の体系を整理します。



## 施策の基本的方向

- (1) 森林資源の利活用促進（林業の振興、木材の安定供給と需要拡大、森林資源を活用した新産業の創出）
- (2) 健全な水循環の確保（森林・農地が有する水源かん養（\*）機能などの公益的機能の増進、地下水のかん養、地下水汚染対策の充実、用水の安定供給、水資源の有効活用）
- (3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進（発生抑制・再利用・再生利用・拒否・再生品購入の推進、適正な廃棄物処理）
- (4) 産業廃棄物対策の推進（発生抑制・再利用・再生利用の推進、適正管理・適正処理の推進、資源循環システムの高度化、包括的な対応に向けた連携の推進）
- (5) 省エネルギーの推進（市民・事業者への意識啓発、省エネルギーに配慮した都市整備、交通部門における省エネルギーの推進）
- (6) 新エネルギーの活用促進（バイオマス（\*）エネルギーの利活用、新エネルギーの導入促進）

- (1) 大気汚染対策の推進（固定発生源対策、移動発生源対策、アスベスト（\*）の大気環境への排出防止、大気汚染状況の的確な監視）
- (2) 水質汚濁対策の推進（水質保全条例の運用、生活排水対策の推進、工場・事業所における排水対策の推進、非特定汚染源（\*）対策の推進、土木技術による対策の推進、市民や各種団体との連携による活動の推進、水質汚濁状況の的確な監視）
- (3) 騒音・振動・悪臭対策の推進（自動車騒音・振動対策の推進、固定発生源による騒音・振動対策の推進、悪臭対策の推進、騒音・振動の的確な監視）
- (4) 土壌・地下水汚染の防止（土壌汚染対策の充実、地下水汚染対策の充実）
- (5) 有害化学物質などの対策の推進（汚染対策の推進及び有害物質の適正処理、化学物質の的確な監視）
- (6) 良好な音・かおり・光の環境保全（生活騒音・悪臭公害の防止、光害の防止、環境資源となる音・かおり・光の保全）

- (1) 森林・農地の公益的機能の増進（森林が有する水源かん養機能など公益的機能の増進、農地の保全、環境保全型農業の普及）
- (2) 河川・湖沼・海岸の環境保全（水辺の環境保全、生活排水対策の強化、工場・事業所などにおける排水対策の推進、非特定汚染源対策の推進、市民や各種団体との連携による活動の推進）
- (3) 生物多様性の維持（貴重な動植物の保護・保全、水と緑のネットワーク形成、身近な動植物の保護、動植物とふれあう場づくり、被害を及ぼす生物の管理・防除）
- (4) 水と緑に親しむ空間の創造（親しみやすい水辺づくり、身近な緑の保全と創造、自然とふれあう場と機会の確保）
- (5) 景観の保全と創造（総合的な景観行政の推進、魅力的な都市景観の形成、美しい自然景観の保全と創造、市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進）
- (6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用（文化財保護の推進、歴史的・文化的遺産の活用）

- (1) 環境情報の整備と提供（環境情報の収集、環境情報の提供）
- (2) 環境教育・環境学習の推進（（仮称）環境教育基本方針の策定、環境教育・環境学習プログラムの拡充、推進体制の拡充）
- (3) 市民などの自主的な活動の促進（市民・団体などの活動の促進、市民マナー条例の運用、行政との協働の推進）
- (4) 事業者の自主的な活動の促進（事業者への活動支援、環境マネジメントシステム（\*）の導入の促進、行政との協働の推進）
- (5) 市の率先行動の推進（環境に配慮した事務事業の推進、環境マネジメントシステムの継続的な運用）

- (1) 地球温暖化対策の推進（総合的な地球温暖化防止対策の推進、二酸化炭素の発生抑制対策の推進、二酸化炭素の吸収と固定、その他の温室効果ガスの排出抑制対策）
- (2) オゾン層保護対策の推進（フロン類対策の推進）
- (3) 酸性雨対策の推進（固定発生源対策、移動発生源対策、酸性雨調査の実施）
- (4) その他対策の推進（熱帯林保護対策の推進、国際協力の推進）

## 4 行動指針

環境基本計画の施策事業の推進にあたり、市域をその特性から3地域に区分けし、各地域において市が取り組む行動指針を示しました。

地域区分	都市・臨海地域	里山・湖岸地域	中山間地域
主な区	中、東、南、浜北区	西、北区	天竜区
面積	204km <sup>2</sup>	363km <sup>2</sup>	944km <sup>2</sup>
*1 構成比率	農地	28.9%	34.8%
	宅地	36.5%	11.3%
	池沼	0.0%	1.5%
	山林・原野	3.7%	37.6%
	その他	30.8%	14.8%
人口*2	560,776人	205,736人	37,520人
世帯数*2	210,371世帯	66,450世帯	12,700世帯
人口密度	2,749人/km <sup>2</sup>	566人/km <sup>2</sup>	40人/km <sup>2</sup>
平均気温*3	16.4℃	—*4	14.8℃
降水量*3	1,829mm	2,003mm	2,093mm
測定地	①浜松特別地域気象観測所	②三ヶ日地域気象観測所	③佐久間地域気象観測所

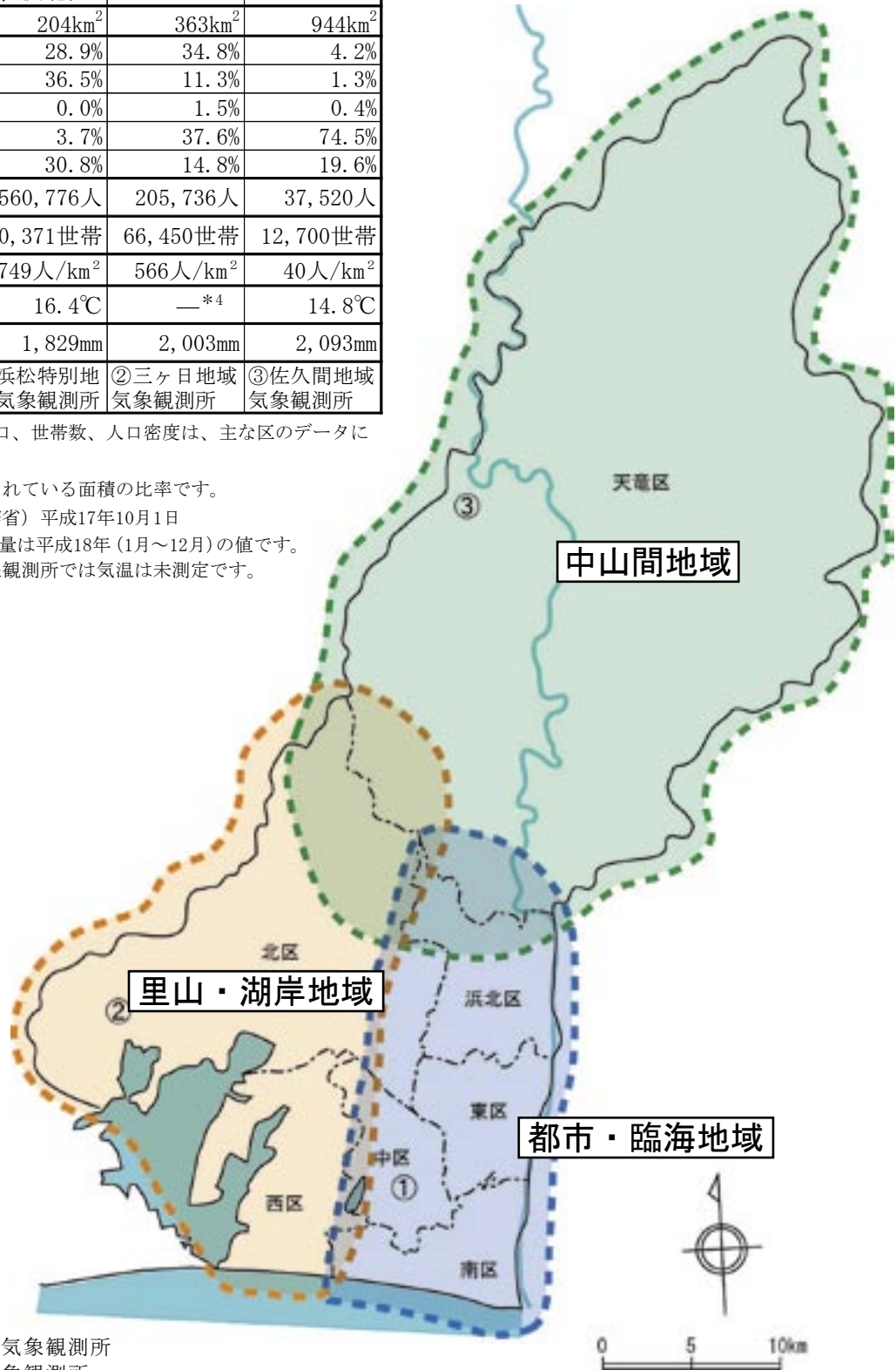
面積、構成比率、人口、世帯数、人口密度は、主な区のデータに基づいています。

\*1：法務局に登録されている面積の比率です。

\*2：国勢調査（総務省）平成17年10月1日

\*3：平均気温、降水量は平成18年（1月～12月）の値です。

\*4：三ヶ日地域気象観測所では気温は未測定です。



### ■ 地域区分

①：浜松特別地域気象観測所

②：三ヶ日地域気象観測所

③：佐久間地域気象観測所

## 中山間地域

- ①森林を中心とした豊かな自然環境の維持・増進
  - ・ 人工林の保全・管理や林業再生
  - ・ 動植物の実態調査や捕獲の禁止などの環境保全対策
  - ・ 鳥獣被害対策に対する有効な防除・管理対策 など
- ②地域振興に結びつく自然環境・自然資源の有効活用
  - ・ 木材の需要拡大や森林療法<sup>(\*)</sup>などの新産業の育成
  - ・ 豊かな自然環境を活かした企業誘致の推進 など
- ③自然と調和した暮らしの実践と継承
  - ・ 本地域における自然と調和した環境にやさしい暮らし方を体験・学習するプログラムを多くの市民に提供する取組の推進
- ④生活排水の浄化
  - ・ 水源地周辺の集落などの生活排水浄化対策の推進



【森林】

## 里山・湖岸地域

- ①身近な里山<sup>(\*)</sup>・水辺の緑の保全・回復
  - ・ 里山や水辺にふれあう機会・場としての環境教育・学習プログラムの実践
  - ・ 公園や緑地の整備、市民の森<sup>(\*)</sup>の指定による里山や水辺の保全 など
- ②美しく環境にやさしい農地の形成
  - ・ 有休農地の活用の促進などによる美しい農的景観の保全・育成
  - ・ エコファーマー制度<sup>(\*)</sup>の普及や傾斜地農地における耕作土流出防止対策などによる環境保全型農業の普及 など
- ③豊かな水辺空間の保全と創造
  - ・ 浜名湖、佐鳴湖、都田川などの水辺環境の保全
  - ・ 閉鎖性が高い浜名湖内湾における水質調査や効果的な水質改善対策の実施
  - ・ 佐鳴湖の湖沼水質全国ワースト1からの脱却 など
- ④市街地の適正誘導と生活拠点形成
  - ・ 周辺の農地や里山と調和した計画的な土地利用の推進
  - ・ 無秩序な市街地形成の抑制 など



【荒巻川ほたる公園】

## 都市・臨海地域

- ①環境負荷の少ない都市形成
  - ・ 市街地における地域熱供給システムやコージェネレーションシステムの導入
  - ・ 建築物の壁面・屋上緑化 など
- ②公共交通対策などの推進
  - ・ 交通公害低減システムの活用や交通需要マネジメント<sup>(\*)</sup>の実施による自動車の渋滞解消
  - ・ 道路の高機能舗装や、植栽帯による騒音緩和対策 など
- ③水質汚濁対策の推進
  - ・ 下水道整備及び合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の設置 など
- ④水と緑の再生とネットワーク
  - ・ 緑地や農地の保全
  - ・ 小河川などの水辺の保全や公園、緑地、樹木・樹林などの緑を増やす取組 など
- ⑤豊かな水辺空間の保全と創造
  - ・ 天竜川、馬込川、遠州灘などの水辺環境の保全
  - ・ 遠州灘海岸のアカウミガメの保護 など

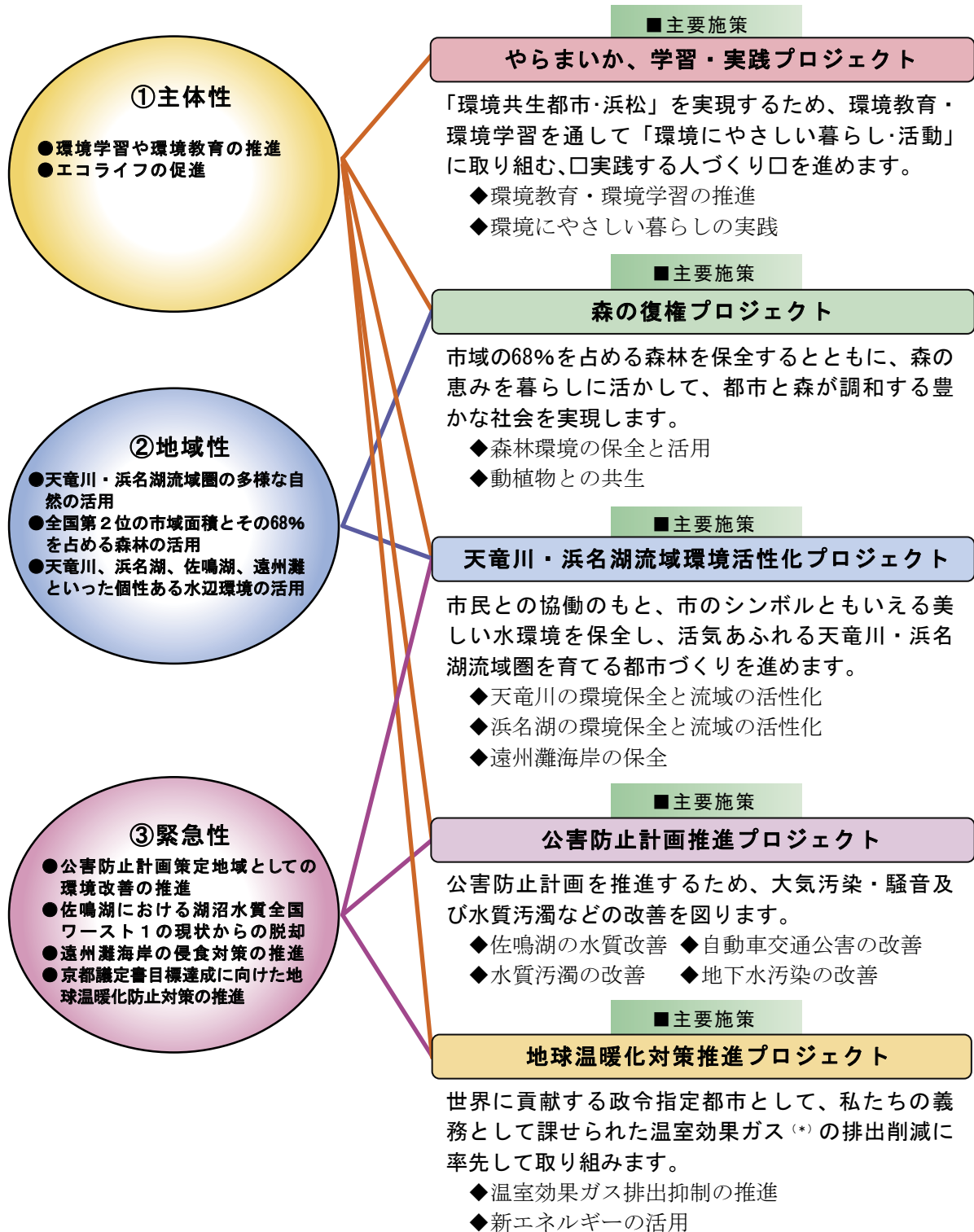


【建物の屋上緑化】

## 5 主要施策

施策の5つの基本方針より、戦略的かつ重点的に推進する施策・事業を主要施策として位置づけます。なお、この主要施策は、5つの基本方針から①主体性、②地域性、③緊急性という3点の視点に立ち、必要な施策・事業を横断的に抽出し、再構成しています。

いわば、環境基本計画のシンボリックな事業の役割を担うものです。



## ◆ やらまいか、学習・実践プロジェクト

～エコライフを学び、実践する～



### 目的

「環境共生都市・浜松」を実現するため、環境教育・環境学習を通して「環境にやさしい暮らし・活動」に取り組む、“実践する人づくり”を進めます。

## ■ 1 環境教育・環境学習の推進

環境問題の解決のためには、行政のみならず、市民や事業者の主体的な行動が不可欠です。まずは、学校、学習施設、地域、事業所など、様々な場面での環境教育・環境学習の機会を提供し、環境問題に対する情報提供や普及啓発活動に積極的に取り組みます。



【里山体験セミナー】

### ①（仮称）環境教育基本方針の策定

- 関係者の役割分担を明確にし協働体制を確立させることで、効率・効果的な環境教育・環境学習の推進を図ります。

### ②環境教育・環境学習の推進

- 教室・講座型や体験型のプログラムの提供、各種学習教材や啓発用資料の作成・配布などを進めます。 など

### ③環境ネットワークづくり事業

- 市や市民ボランティア、NPOなどの民間団体、事業所・企業などとの人的ネットワーク及び活動のネットワークのための体制づくりを進めます。

### ④浜松市環境学習指導員の活用

- 環境問題に深い知識を持つ「浜松市環境学習指導員」を養成し、移動環境教室などへ講師として派遣します。

### ⑤環境分野における事業者の社会貢献活動の促進

- 環境分野における事業者の社会貢献活動の事例を情報提供することにより、事業者の環境ボランティア活動への積極的な参画を促します。 など

### ⑥環境教育・環境学習拠点の整備

- 環境保全活動に取り組む団体などと協力し、環境教育・環境学習のための情報発信や実践活動の拠点となる機能の整備を進めます。

## ■ 2 環境にやさしい暮らしの実践

環境問題の解決のためには、市民や事業者の取組の一つひとつを広く実践行動へとつなげていくことが重要です。そこで、市民や事業者が実践活動に取り組む“きっかけ”を提供し、実践活動の輪を広げていくための支援を推進します。



【リサイクルステーション(\*)】

### ①ごみ減量運動の推進

- ごみ減量運動を展開し、総合的な廃棄物減量対策を推進します。

### ②エコライフ促進のための普及・啓発活動の推進

- 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すため普及・啓発事業を推進します。 など

### ③環境管理手法の導入の推進

- ISO14001(\*)やエコアクション21(\*)の認証取得の促進を目的に、事業者に対して、講習会の開催、専門家の派遣、情報提供による意識啓発などに取り組みます。 など

## ◆ 森の復権プロジェクト

～森林と森の文化を活かした環境共生都市の実現～



### 目的

市域の68%を占める森林を保全するとともに、森の恵みを暮らしに活かして、都市と森が調和する豊かな社会を実現します。

### ■ 1 森林環境の保全と活用

市北部に広がる広大な森林は本市の大きな財産です。市域の68%を占める豊かな森林環境を健全な自然環境として保全・有効活用し、森林を最大限に活かした環境共生都市の実現を目指します。

#### ① 各種基金の運用

- ・ 「森林環境基金」などを活用して、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図ったり、荒廃森林や放任竹林の整備を促進します。

#### ② 森林環境教育の推進

- ・ 森林や林業に関する情報提供とともに、講座開催や出前講座などによる体験や学習の機会の充実を図ります。

#### ③ 森林づくり活動の推進

- ・ 森林ボランティア講座の開催などにより、森林・林業体験の機会提供や市民が主体的に取り組む森林づくり活動を支援します。 など

#### ④ 林業の振興

- ・ 低コスト林業の推進や、担い手の育成などを図り、「売る林業」の生産体制をつくります。また、地域材の地産地消を図り、持続可能な森林経営・管理を目指します。

#### ⑤ 森林産業の創出

- ・ 木材や木材以外の森林資源の活用を図ることによって、山村の活性化を推進します。



【森林づくり活動】

### ■ 2 動植物との共生

本市は多様な自然環境を擁することから、貴重な動植物の生息地が多数存在し、豊かな動植物相を誇っています。生物の多様性は人類の生存基盤にとっても不可欠なものであることから、生物多様性の確保のための取組を進め、人と動植物の共生を実現します。

#### ① 貴重動植物保護事業

- ・ 国・県・市の天然記念物や、レッドデータブックに記載されている貴重種(\*)の保護のための調査・研究や、生息地の保護や自然環境の回復に向けた取組を推進します。

#### ② 動物被害対策事業

- ・ 防護柵の設置や忌避剤処理などにより被害防止対策を行うとともに、適正な有害鳥獣捕獲を行います。

#### ③ 緑の保全対策の推進

- ・ 保存樹木・樹林(\*)や市民の森(\*)、特別緑地保全地区(\*)の指定などにより身近な生活圏にある豊かな緑や、川や湧水と一体となった動植物の生息地の保全を進めます。
- ・ 緑地協定(\*)による宅地開発や区画整理における緑の創出を図ります。また、工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。 など

#### ④ 環境教育の推進

- ・ 動植物を対象にした自然観察施設などの整備・充実や、観察会を開催したり、ふれあいの森などの森林レクリエーションの拠点整備を進めます。

#### ⑤ 自然環境マップの充実・運用

- ・ 市民参加によって、自然環境情報を調査・記録し、地図情報としてデータベース化している自然環境マップについて、その範囲を全市域に拡大しながら内容の充実と効果的な運用を進めます。



【ギフチョウの保護パトロール】



## ◆ 天竜川・浜名湖流域環境活性化プロジェクト

～美しい水環境の保全と活気あふれる天竜川・浜名湖流域圏の創造～



### 目的

市民との協働のもと、市のシンボルともいえる美しい水環境を保全し、活気あふれる天竜川・浜名湖流域圏を育てる都市づくりを進めます。

### ■ 1 天竜川的环境保全と流域の活性化

天竜川は本市の貴重な水環境であり、合併によって拡大した市域の上流部と下流部をつなぐシンボリック存在です。こうした天竜川の価値を高めていくため、清流環境の保全と有効活用を目的とした取組を積極的に展開します。



【水フォーラム】

#### ①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用

- ・ 本条例の効果的な運用により、河川流域の自然環境の保全を推進します。また、条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを実施します。

#### ②てんはまエコミュージアム<sup>(\*)</sup>推進事業（天竜川地域エコミュージアムの形成）

- ・ 天竜川地域に点在する自然や歴史的遺産などの地域資源をネットワーク化し、相互の連携の中で効果的に事業の企画や情報の発信、人材の交流・活用が行える体制を整備します。 など

#### ③川や湖をきれいにする運動の推進

- ・ 天竜川クリーン作戦、水フォーラムや、広報紙「水輪」の作成などといった「川や湖をきれいにする運動」の活動を推進します。

#### ④天竜川流域圏環境保全事業

- ・ 各地域の自然を活かした地域活性化事業で、森林体験講座や河川清掃活動、自然観察会などを実施します。

### ■ 2 浜名湖的环境保全と流域の活性化

古くは「とおつあはうみ」と称された浜名湖は、かつての国名「遠江」の由来となっていたことから、当地域の人々の暮らし、産業、歴史・文化と深い関わりを持つ湖であり、天竜川と並んで本市のシンボルともいえる水環境です。この浜名湖の価値を高め、次世代に引き継いでいくため、保全と有効活用を目的とした取組を積極的に展開します。



【浜名湖クリーン作戦】

#### ①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用

- ・ 本条例の効果的な運用により、浜名湖の水質改善を図ります。また、生活排水や産業排水、農地や市街地など汚濁源に係る調査、対策を進めます。 など

#### ②てんはまエコミュージアム推進事業（浜名湖地域エコミュージアムの形成）

- ・ 浜名湖地域に点在する自然や歴史的遺産などの地域資源をネットワーク化し、相互の連携の中で効果的に事業の企画や情報の発信、人材の交流・活用が行える体制を整備します。 など

#### ③浜名湖の水をきれいにする会などの活動推進

- ・ 浜名湖クリーン作戦、浜名湖湖上セミナーの開催や、広報紙「浜名湖の水」の作成などといった「浜名湖の水をきれいにする会」や「川や湖をきれいにする運動」の活動を推進します。

#### ④浜名湖流域生活排水対策推進事業

- ・ 浜名湖流域の自治会や消費者団体などから生活排水対策指導員を養成し、地域に密着した生活排水対策の啓発や実践活動を推進します。

### ■ 3 遠州灘海岸の保全

遠州灘海岸は、静岡県御前崎から愛知県伊良湖岬に至る東西117kmに及ぶわが国有数の美しい砂浜海岸ですが、天竜川からの土砂供給の減少などが原因となって砂浜が急速に後退しています。この海岸侵食を食い止め、美しい海岸を保全することを目的とした取組を県などと協力して積極的に展開します。



【ウェルカメクリーン作戦】  
（中田島砂丘の清掃活動）

#### ①遠州灘沿岸侵食対策の推進

- ・ 国・県などが実施する遠州灘海岸の侵食防止対策のための事業に参画・協力します。また、海浜の保全に向けて、関係機関、有識者や企業などの協力を得ながら、市としても、長期的な視点からの調査・研究活動を推進します。

#### ②遠州灘海岸の保全の推進

- ・ 遠州灘海浜の健全な利用と自然保全を図るために設立されている「遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議」の活動を推進します。

#### ◆ てんはまエコミュージアム（\*）推進事業

豊かな自然環境の源である「天竜川」と「浜名湖」は、本市の貴重な財産です。

そこで、本市では、この代表的な自然環境資源を有効に活用しながら、その価値を認識して活発な経済・文化・社会活動を展開し、これによって持続可能なまちづくりを実現することを目的とした「天竜川・浜名湖環境共生計画」を平成18年度に策定しました。

そして、その中でも特に重点的に取り組む事業を「てんはまエコミュージアム推進事業」として位置づけ積極的な運用を図っています。

この事業は、天竜川と浜名湖を含む地域全体を屋根のない博物館に見立て、地域内にある環境資源を展示物と位置づけることで、多くの人々に向けて、環境資源と地域の価値を知らしめ、その魅力を楽しむ機会を創り出そうというものです。具体的には次に示すような事業を予定しています。



#### (1)天竜川地域エコミュージアムの形成

- ①東海自然歩道の魅力創出事業
- ②スーパービューポイント創出事業
- ③（仮称）浜松市川や湖を守る条例の制定・運用事業
- ④文化財保護・活用事業
- ⑤案内等メッセージボード設置推進事業

#### (2)浜名湖地域エコミュージアムの形成

- ①いにしへの道の魅力創出事業
- ②里山景観創出事業
- ③（仮称）浜松市川や湖を守る条例の制定・運用事業
- ④にぎわいポイント創出事業
- ⑤自転車利用環境整備事業



【山あいの集落】



【奥浜名湖の眺望】



【森林の散策】

この事業の推進には、地域の環境資源を、そこに暮らす市民や活動する事業者が、それぞれの共有資源としてその価値を認識し、その価値を高めていくように努めることが重要になります。

## ◆ 公害防止計画推進プロジェクト

～快適な生活環境の創造～



### 目的

公害防止計画を推進するため、大気汚染・騒音及び水質汚濁などの改善を図ります。

### ■ 1 佐鳴湖の水質改善

佐鳴湖は、全国の湖沼の水質（COD<sup>(\*)</sup>濃度による）ランキングで平成13年度より連続で全国ワースト1となっており、佐鳴湖の水質改善対策は本市にとって緊急の課題です。市の中心部に近い湖として貴重な水資源でもあることから、水環境改善対策に積極的に取り組み、全国ワースト1からの脱却を目指します。



【雨水浸透ます】

#### ①(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例の運用

- ・ 本条例の効果的な運用により、佐鳴湖の水質改善を図ります。また、生活排水や産業排水、農地や市街地など汚濁源に係る調査、対策を進めます。

#### ②下水道整備の推進

- ・ 下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。

#### ③高度処理型合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の設置の推進

- ・ 窒素などの除去能力の優れた高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

#### ④流入河川改修などの推進

- ・ 湧水の復元や河川浄化能力を期待し、佐鳴湖流域において自然河床などによる多自然な川づくりや、雨水浸透ます<sup>(\*)</sup>の設置を推進します。

#### ⑤清流ルネッサンスⅡ行動計画の推進

- ・ 「清流ルネッサンスⅡ佐鳴湖地域協議会」を中心に、佐鳴湖の水環境改善に向けた取組を総合的に推進します。なお、市は、事業主体である県と連携を図りながら事業を推進します。

#### ⑥佐鳴湖ネットワーク会議などの活動推進

- ・ 市民による自主的な活動へとつなげていくため、佐鳴湖クリーン作戦、水質調査、ヨシ刈り、出前講座といった「佐鳴湖ネットワーク会議」などの活動を推進します。

### ■ 2 自動車交通公害の改善

水質汚濁対策とならんで自動車交通公害対策は、本市の重要課題の一つです。特に総合的な公共交通対策の推進、自動車騒音対策、排出ガスの削減対策などに重点的に取り組み、騒音・大気汚染の改善を図ります。



【交通量が多い道路】

#### ①総合的な公共交通対策の推進（公共交通機関などの利用促進）

- ・ バス・鉄道など既存公共交通機関の運行システムやダイヤ編成の見直しなどを求めます。
- ・ パークアンドライド<sup>(\*)</sup>の導入や自転車の利用促進による公共交通の活用促進についても検討を加え、総合的な公共交通対策を推進します。 など

#### ②自動車騒音対策の推進

- ・ 緩衝帯（環境施設帯）の設置や、高機能舗装の実施により自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。

#### ③自動車排出ガス削減の推進

- ・ 渋滞や信号待ちの自動車からの排出ガスの低減を図るため、長期計画に基づいて、交通ターミナルへのアクセス道路の整備、バイパス整備を推進します。 など

### ■ 3 水質汚濁の改善

河川及び湖沼の水質汚濁対策は本市にとって重要課題の一つとなっています。特に下水道整備、合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の設置促進など生活排水対策に重点的に取り組み、水質汚濁の改善を図ります。



【合併処理浄化槽】

#### ①(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例の運用

- ・ 本条例の効果的な運用により、河川流域の自然環境の保全や、浜名湖や佐鳴湖などの水質改善を図ります。

#### ②下水道整備の推進

- ・ 下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。また、未処理放流水の削減を図るため、合流式下水道<sup>(\*)</sup>の改善を進めます。

#### ③合併処理浄化槽の導入促進

- ・ 下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。また、くみ取り便槽や単独処理浄化槽<sup>(\*)</sup>から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。 など

#### ④生活排水の汚濁負荷削減の推進

- ・ 各種の啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- ・ 「川や湖をきれいにする運動」などの取組を通じて、河川や浜名湖などの水質改善対策事業を展開します。

#### ⑤工場・事業所や非特定汚染源<sup>(\*)</sup>の汚濁負荷削減の推進

- ・ 工場・事業所の排水基準の遵守について指導していくとともに、排水対策の強化への協力を求めていきます。また、道路や側溝の清掃活動や、雨水浸透ます<sup>(\*)</sup>・透水性舗装の整備、農地で使用する化学肥料・農薬の低減などに取り組みます。 など

#### ⑥水質環境モニタリング調査の拡充

- ・ 公共用水域の水質の実態を的確に把握する体制を整え、継続的な観測を実施し、環境負荷低減対策の推進に反映させていきます。など

### ■ 4 地下水汚染の改善

本市においては、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による地下水汚染が発生しています。地下水汚染の防止対策を進め、汚染された土壌・地下水の浄化対策を推進して、地下水汚染の改善を図ります。

#### ①地下水の水質調査と浄化対策の推進

- ・ 環境モニタリング調査など、地下水の水質調査を適正に実施し、汚染源に対しては、継続的な浄化対策の実施を指導します。

#### ②地歴情報の整備

- ・ 水質汚濁防止法上の特定施設や有害物質に関する地歴情報の整備に向けた検討を進めます。

#### ◆(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例

浜名湖、佐鳴湖、天竜川などの豊かな水環境は、多くの市民や企業、愛護団体による清掃活動などにより、美しい景観や自然環境が保たれてきました。

その一方で、佐鳴湖や浜名湖などには家庭や工場などからの生活排水や事業排水などが流れ込み、水質の汚濁が懸念されています。また、近年では、天竜川などで一部のレジャー客によるごみの投棄、食器類の洗浄、深夜におよぶ花火やカラオケの騒音などにより、景観や自然環境だけでなく、周辺住民の生活環境にまで影響を及ぼしています。このような背景を踏まえ、排水対策やレジャー客のマナー向上を目的とした「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の制定を平成 20 年度に予定しています。

#### ●条例のポイント

次の 2 つの区域を指定し、指導や立入検査、パトロールなどを行うことで条例を効果的に運用します。

◎湖沼保全区域：特に浜名湖、佐鳴湖などの湖の水質を保全するための区域

◎環境共生区域：特にレジャー客のマナー向上を図るための区域



## ◆ 地球温暖化対策推進プロジェクト

～温室効果ガス<sup>(\*)</sup> 排出量削減を推進する環境共生都市の実現～

### 目的

世界に貢献する政令指定都市として、私たちの義務として課せられた温室効果ガスの排出削減に率先して取り組みます。



### ■ 1 温室効果ガス排出抑制の推進

産業部門の排出量削減とともに、低公害車<sup>(\*)</sup>の導入、公共交通機関の利用促進など運輸・交通部門での取組、そして市民の理解と協力に基づくライフスタイルの転換など民生部門での取組を中心として、地域レベルでの温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます。

#### ①地球温暖化対策地域推進計画の策定と着実な事業の推進

- ・ 「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制のための取組を推進します。また、「地球温暖化対策地域協議会」の設置などを通じて、市民の力を結集した地球温暖化問題に取り組めるような体制づくりに努めます。

#### ②地球温暖化防止実行計画の推進

- ・ 市役所自らの温室効果ガス排出削減を目的に「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、ISO14001<sup>(\*)</sup> 環境マネジメントシステム<sup>(\*)</sup>と連携しながら取組を推進します。



【ストップ温暖化アクション  
キャンペーン】

### ■ 2 新エネルギーの活用

本市は全国的にトップクラスの日照量を誇っています。また、「遠州の空っ風」に代表される強い風も本市の気象上の大きな特徴です。こうした地域の特徴などを活かした新エネルギーの積極的な導入を促進します。

#### ①新エネルギーの導入促進

- ・ 公共施設への太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。また、住宅用太陽光発電や事業者向けの太陽光発電・風力発電などの導入に対する補助制度の充実などにより、新エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ エネルギーの新しい利用形態として期待されているクリーンエネルギー自動車<sup>(\*)</sup>、天然ガスコージェネレーションなどの新エネルギーについて、情報提供を進め、導入促進を図ります。
- ・ バイオマス<sup>(\*)</sup>の利活用システムの構築に向けた調査・研究、事業化テストを実施し、新規利活用モデルの確立を図ります。

#### ②風力発電施設の適正導入

- ・ 風力発電施設の建設にあたっては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に基づき市民・有識者の意見を参考に環境影響に対する評価を行うなどして、事業者に指導・助言を行います。

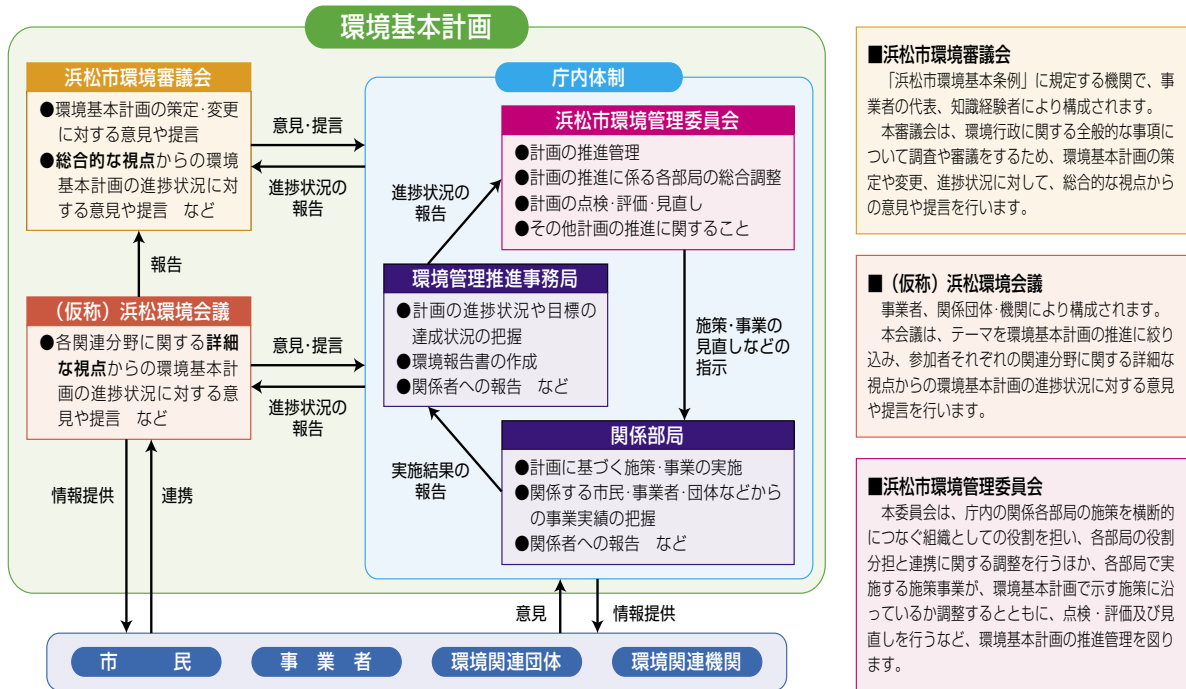


【太陽光発電】

## 6 計画の推進

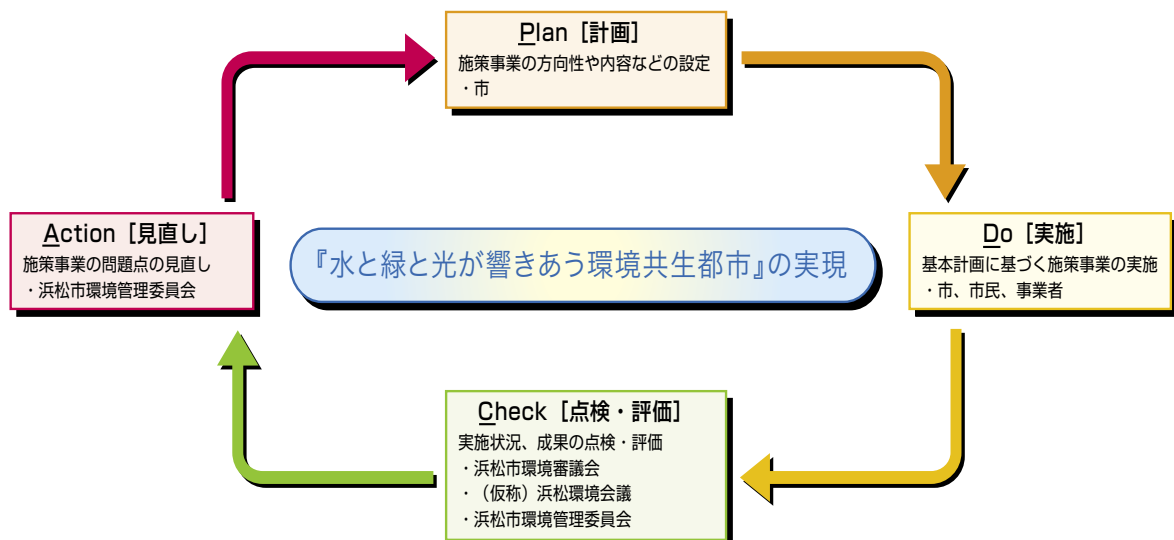
### ◆ 市・市民・事業者による推進体制

環境基本計画に示された施策を着実に推進するため、次のような推進体制を確立します。市、市民、事業者、環境関係団体・機関などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。



### ◆ 計画の進行管理

この推進体制に沿って、環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、「ISO14001(\*) 環境マネジメントシステム(\*)」を本計画の進行管理システムとして位置づけ、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



## 7 目標値一覧

全 59 件

### [基本方針1] 循環型社会を創造する

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成 26 年度)	主な担当課
(1) 森林資源の利活用促進	①木材生産量	12.5万m <sup>3</sup>	(17年度)	15.7万m <sup>3</sup>	森林課
	②間伐実施面積	1,894ha	(17年度)	2,000ha	森林課
	③森林認証 <sup>(*)</sup> 取得面積(累計)	0ha	(18年度)	27,000ha	森林課
(2) 健全な水循環の確保	①雨水浸透ます <sup>(*)</sup> 設置箇所数(累計)	126ヶ所	(18年度)	156ヶ所	河川課
	②地下水水位の上昇	78%(14/18)	(18年度)	83%(15/18)	環境保全課
(3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	①一般廃棄物排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	322,032 t (1,075.5g/人・日)	(18年度)	305,000 t (996g/人・日)	資源循環推進課
	②一般廃棄物再生利用量 (一般廃棄物リサイクル率)	62,437 t (19.4%)	(18年度)	89,000 t (29%)	資源循環推進課
	③一般廃棄物最終処分量 (一般廃棄物最終処分率)	45,720 t (14.2%)	(18年度)	16,000 t (5%)	資源循環推進課
(4) 産業廃棄物対策の推進	①産業廃棄物排出量	155.9万 t	(16年度)	166.7万 t	産業廃棄物対策課
	②産業廃棄物再生利用量 (産業廃棄物再生利用率)	72.5万 t (46.4%)	(16年度)	80万 t (48%)	産業廃棄物対策課
	③産業廃棄物最終処分量 (産業廃棄物最終処分率)	13.4万 t (8.5%)	(16年度)	8.3万 t (5%)	産業廃棄物対策課
	④産業廃棄物不法投棄件数	5件	(18年度)	0件	産業廃棄物対策課
(5) 省エネルギーの推進	①公共交通機関利用者数	5,802万人	(17年度)	5,802万人	交通政策課
(6) 新エネルギーの活用促進	①バイオマス <sup>(*)</sup> 新規利活用モデルの創出件数(累計)	0件	(18年度)	3件	環境企画課

### [基本方針2] 健全で豊かな生活環境を保全する

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成 26 年度)	主な担当課	
(1) 大気汚染対策の推進	①大気汚染に係る環境基準 <sup>(*)</sup> の達成状況 (SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、CO、浮遊粒子状物質 <sup>(*)</sup> )	100%(12/12)	(18年度)	100%(12/12)	環境保全課	
	②有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	100%(2/2)	(18年度)	100%(2/2)	環境保全課	
(2) 水質汚濁対策の推進	①水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (河川) (湖沼) (佐久間ダム・佐鳴湖) (海域)	85.7% (6/7) 0% (0/2) 100% (6/6)	(18年度)	100% (7/7) 50% (1/2) 100% (6/6)	環境保全課	
	②汚水衛生処理率	73.5%	(18年度)	84%	生活排水対策課	
	③合流式下水道 <sup>(*)</sup> 改善達成率	14.7%	(18年度)	32%	上下水道総務課	
(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進	①騒音に係る環境基準の達成状況 (自動車騒音) (航空機騒音)	82.2% 50% (2/4)	(18年度)	95% 100% (4/4)	環境保全課	
(4) 土壌・地下水汚染の防止	①地下水汚染地区数(累計)	10	(18年度)	10	環境保全課	
(5) 有害化学物質などの対策の推進	①ダイオキシン類 <sup>(*)</sup> に係る環境基準の達成状況 (大気) (公共用水域 水質) (公共用水域 底質) (地下水)	100% (4/4) 100% (6/6) 100% (7/7) 100% (6/6)	(18年度)	100% (4/4) 100% (6/6) 100% (7/7) 100% (6/6)	環境保全課	
	②市内のPCB <sup>(*)</sup> 廃棄物の処理率(累計)	0%	(18年度)	80%	産業廃棄物対策課	
	(6) 良好な音・かおり・光の環境保全	①浜松市音・かおり・光環境創造条例の認知度	12.4%	(18年度)	60%	環境保全課

**【基本方針3】 自然と共生する都市を築く**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1) 森林・農地の 公益的機能の 増進	①森林ボランティア活動者数	7,000人	(17年度)	8,000人	森林課
	②エコファーマー認定数(累計)	534人	(18年度)	800人	農業水産課
	③市民農園数(累計)	38農園	(18年度)	66農園	農業水産課
(2) 河川・湖沼・海 岸の環境保全	①佐鳴湖のCOD <sup>(*)</sup> 年間平均値	11mg/ℓ	(18年度)	[平成23年度目標値] 8mg/ℓ	環境保全課
	②佐鳴湖の透明度	0.5m	(18年度)	[平成23年度目標値] 0.6m	環境保全課
	③(仮称)浜松市川や湖を守る条例(平成20年度制定)の認知度	平成21年度に実施予定のアンケート調査の結果より、現状値・目標値を定めます。			環境企画課
(3) 生物多様性の 維持	①アカウミガメのふ化率	74.0%	昭和42年～平成18年度 までの平均値	70%程度の維持	生涯学習課
	②鳥獣保護区面積(累計)	56,329ha	(18年度)	56,329ha	森林課
(4) 水と緑に親し む空間の創造	①水辺の交流拠点整備箇所数(累計)	7ヶ所	(18年度)	9ヶ所	公園課
	②市民の森 <sup>(*)</sup> 指定面積率(累計) (候補面積52.5haに対する割合)	62.4% (10地区)	(18年度)	65%	緑政課
	③保存樹木・樹林 <sup>(*)</sup> 指定数(累計)	保存樹木 66ヶ所 樹林指定数 71ヶ所	(18年度)	保存樹木 73ヶ所 樹林指定数 74ヶ所	緑政課
	④街路樹の本数(累計)	高木 45,000本	(18年度)	高木 47,000本	緑政課
	⑤市民1人当りの公園面積(累計)	7.82㎡	(18年度)	8.58㎡	公園課
	⑥浜名湖地域における観光交流客数	514万人	(17年度)	670万人	観光コンベン ション課
(5) 景観の保全と 創造	①景観に関する啓発事業の進捗率(累計) (市内にある主な集会施設数に対する 出前講座開催数の割合)	0%	(18年度)	100%	都市開発課
(6) 歴史的・文化 的遺産の保全 と活用	①文化財指定・登録・選定件数(累計)	425件	(18年度)	445件	生涯学習課
	②文化財に関する学習会・交流会参加者 数	1,423人	(18年度)	1,700人	生涯学習課

**【基本方針4】 市民とともに実践する**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1) 環境情報の整 備と提供	①市ホームページ環境部局のアクセス数 (月平均値)	2,516件	(18年度)	3,000件	環境企画課
(2) 環境教育・環 境学習の推進	①浜松市環境学習指導員登録人数(累計)	96人	(18年度)	130人	環境企画課
	②体験型環境学習講座参加者数	184人	(18年度)	250人	環境企画課
	③こどもエコクラブ参加者数	468人	(18年度)	550人	環境企画課
(3) 市民などの自 主的な活動の 促進	①クリーン作戦等への市民の参加人数	25,139人 :浜名湖クリーン作戦 18,526人 :ウェルカメクリーン 作戦 6,613人	(18年度)	30,000人	環境企画課
	②道路・河川愛護制度 <sup>(*)</sup> の協定締結団 体数(累計)	道路:15団体 河川:16団体	(18年度)	道路:39団体 河川:40団体	河川課
	③浜松市環境学習指導員の移動環境教室 などへの派遣回数	79回	(18年度)	140回	環境企画課
	④市民マナー条例の認知度	52.3%	(18年度)	75%	環境企画課
(4) 事業者の自 主的な活動の 促進	①ISO14001 <sup>(*)</sup> 又は、エコアクション21 <sup>(*)</sup> 取得事業者数(累計)	総数 219件 :ISO14001 165件 :エコアクション21 54件	(18年度)	総数 500件	環境企画課
(5) 市の率先行動 の推進	①環境管理実施計画の策定数	260件	(18年度)	400件	環境企画課
	②市の施設から排出される温室効果ガス <sup>(*)</sup> の量(二酸化炭素換算量)	172,824 t	(18年度)	[平成22年度目標] 162,375 t	環境企画課
	③市における環境配慮型商品購入率	97.1%	(18年度)	100%	環境企画課
	④公用車における低公害車 <sup>(*)</sup> の普及台 数(累計)	99台	(18年度)	300台	環境企画課



**【基本方針5】 地球環境の保全に向け行動する**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1) 地球温暖化対策の推進	①市域からの温室効果ガス(*) 排出量	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画(平成20年度)の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。			環境企画課
(2) オゾン層保護対策の推進	①フロン類の回収量	21.4 t	(18年度)	39t	環境企画課

**【主要施策】**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
◆やらまいか、学習・実践プロジェクト	環境教育、環境学習などの取組 【市政満足度(市民アンケート)】	11.7%	(18年度)	25%	環境企画課
◆森の復権プロジェクト	森林認証(*)取得面積(累計) 【基本方針1(1)③再掲】	0ha	(18年度)	27,000ha	森林課
◆天竜川・浜名湖流域環境活性化プロジェクト	湖沼や河川、海岸、森林などの自然環境に配慮した取組 【市政満足度(市民アンケート)】	15.2%	(18年度)	30%	環境企画課
◆公害防止計画推進プロジェクト	環境基準(*)の達成状況	93.8%(813/867)	(18年度)	94.6%(821/867)	環境保全課
◆地球温暖化対策推進プロジェクト	市域からの温室効果ガス排出量 【基本方針5(1)①再掲】	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画(平成20年度)の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。			環境企画課



## 8 用語解説

### 【アルファベット表記】

**COD**：湖沼や海域中の有機物質を推定するために用いられる水質指標です。水質が悪いほど COD は高くなります。

**ISO14001**：環境マネジメントシステムに関する規格で、第三者（審査登録機関）の認証を受けた事業者などは、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。浜松市は、平成 11 年 12 月に認証を受けています。

**PCB（ポリ塩化ビフェニル）**：電気機器の絶縁油などに使われる油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されています。

### 【あ行】

**アスベスト**：石綿のことです。肺ガンの原因になることが判明し、使用が制限されています。

**雨水浸透ます**：道路の側溝や、家庭内の雨水ますの底に砕石などを詰め、雨水を地中に浸透させ、流末の水路や河川の負担を軽減し、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水のかん養を図ります。

**エコアクション 21**：中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのことで、簡易版 ISO とも言われています。外部の審査を受け認証を受けると、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録されます。

**エコファーマー制度**：農業者が、たい肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の削減）・農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し認定を受ける制度のことです。

**エコミュージアム**：エコロジーとミュージアムとをつなぎ合わせた造語です。地域に受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境資源を対象として、住民参加によって永続的な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方です。

**温室効果ガス**：地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）などの気体の総称です。

### 【か行】

**合併処理浄化槽**：し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことです。し尿だけを処理できる単独処理浄化槽に比べると、河川に与える影響をおよそ 1/8 に削減できます。

**環境基準**：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境保全上の目標（基準）のことです。

**環境マネジメントシステム**：事業者が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステムのことで、代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格である ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 が挙げられます。

**貴重種**：固有性、希少性、脆弱性や学術上の重要性からみて貴重と考えられる生物種を指します。本環境基本計画では、国・県・市の天然記念物やレッドデータブックに記載されている動植物のことを指します。

**クリーンエネルギー自動車**：電気自動車、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせたハイブリッド自動車、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを得る燃料電池自動車、天然ガスによる天然ガス自動車、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車のことです。

**公害**：企業などが自然環境を汚すことによって、地域住民の健康や生活環境に影響を及ぼすことをいいます。大気汚染、水質汚染、土壌汚染、地盤沈下、騒音、悪臭、振動を典型七公害といますが、近年では光害や日照に係る被害を含めて公害とすることが多いです。

**公害防止計画策定地域**：現に公害が著しい、または著しくなる恐れがある等の地域について、公害防止計画の策定を指示された地域のことです。浜松地域は平成 15 年度に指定を受け「浜松地域公害防止計画」を策定しました。

**交通需要マネジメント**：自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する方法です。

**高度処理型合併処理浄化槽**：窒素・リンなどが高度に処理できる浄化槽のことです。この浄化槽は、水道水源、湖沼や閉鎖性海域での富栄養化防止の目的で用いられています。

**合流式下水道**：下水道において、汚水と雨水を同じ管内に集めて排除する方式のことです。この方式は、降雨時に雨水が増加することで下水から公共用水域にあふれ水質悪化の原因となっているため、容量の増大や雨水貯留池の設置などによる改善を図る必要があります。

### 【さ行】

**里山**：集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所です。

**市民の森**：都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる樹林地、水辺地などで、一定の基準に該当し指定された地域のことです。指定を受けると建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受けます。

**人口集中地区 (DID : Densely Inhabited District)**：国勢調査に基づき、人口密度の高い (4,000 人 / km<sup>2</sup> 以上) 地域及び人口 5,000 人以上を数える地域の二つを満たしている市街地を指します。

**森林認証**：特定の基準や指標を基に、森林が持続可能な方法で育成・管理されているかを第三者が評価し認証する制度です。

**森林療法**：森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなどを指します。森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動も含まれています。

**水源かん養**：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の水量を安定させる機能のことです。また、貯留された降水が森林の土壌を通過する際、水質が浄化される機能も含まれます。

**絶滅危惧種**：地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅の危機にある生物種のことです。環境省では、そのような動植物をリストアップし「レッドリスト」を作成、それにもとづいて「レッドデータブック」を編集して、絶滅危惧種の保護を推進しています。

### 【た行】

**ダイオキシン類**：塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシ(PCDD)などの総称で、発ガン性などの毒性があります。発生源は、ごみ焼却施設、農薬などです。

**単独処理浄化槽**：生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽のことです。

**低公害車**：窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている自動車のことです。

**道路・河川愛護制度**：5人以上で構成された市民活動団体が、道路（市道）や河川の里親となって、ボランティアで定期的に清掃活動や景観保全活動を実施するものです。

**特別緑地保全地区**：都市緑地法に基づき、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、地域住民の生活環境として必要なもので、風致・景観が優れているものか、動植物の生息地で保全する必要があるもののいずれかに該当するものが対象となり、地区指定を受けると宅地の造成などの行為に制限がかかります。

**都市景観形成地区**：浜松市都市景観条例に基づき、住民、利害関係者と浜松市都市景観審議会の意見を聴いて、都市景観の形成を図る必要があると認められた地区です。指定を受けると建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受けます。

### 【な行】

**75%値**：「75%水質値」の略語で、CODなどの年間測定結果の評価の際に用いられる年間統計値のことです。一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のことをいいます。

### 【は行】

**パークアンドライド**：自宅から最寄りの駅までは自家用車で行き、駅近くの駐車場に車を置き、鉄道等の公共交通機関を利用して通勤、通学する交通手段の組み合わせをいいます。

**バイオマス**：再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源（化石燃料は除く）のことです。

**非特定汚染源**：排出を特定しにくい汚染発生源のことです。具体的には、屋根・道路などに堆積した汚濁物質、農地・山林などの落ち葉・肥料・農薬などの汚染発生源のことです。

**浮遊粒子状物質**：大気中の10μ(ミクロン)以下の粒子状物質で、土壌粒子の舞い上がりや、石油系、石炭系燃料の燃焼などによるものがあります。呼吸器疾患の一因となります。

**保存樹木・樹林**：都市計画区域内において、一定の要件を満たす樹木や樹林のうち、自治体が都市の美観風致を維持するために、保存の必要があると認めて指定した樹木、樹林です。

### 【ら行】

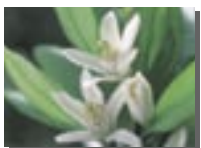
**リサイクルステーション**：家庭から排出される資源物（新聞紙・雑誌・その他の紙類・ダンボール・古布類・ビン類）を地域に限らず誰でも持ち込めることができる資源物回収の拠点のことです。

**緑地協定**：都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者の全員の合意により、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。



浜松市では、浜松ブランドの代名詞と言える「うなぎ」をモチーフとした、赤塚不二夫氏原作の人気マンガ「天才バカボン」に登場する『ウナギイヌ』を、浜松市マスコットキャラクターに決定しました。

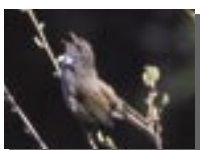
マスコットキャラクターは、浜松に『幸せ』を呼び込み、市民の皆さんに『幸せ』を運び、浜松から全国に『幸せ』を届けるための“浜松のシンボル”として、「はままつ福市長」の肩書きを持っています。



市の花  
【ミカン】



市の木  
【マツ】



市の鳥  
【ウグイス】

## 浜松市環境基本計画（概要版）

発行：浜松市 平成 20 年 3 月

編集：浜松市環境部環境企画課

〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11-2

電話：053-453-6146 FAX：053-450-7013

E-mail：kankyous@city.hamamatsu.shizuoka.jp